

平成30年10月

定例総会議事録

松本市農業委員会

平成30年10月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 平成30年10月31日(水) 午後1時31分から午後4時00分

2 場 所 大会議室(松本市役所 本庁舎3階)

3 出席農業委員 24人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
6番	金子 文彦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	岩垂 治	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

4 欠席農業委員 2人

5番	中川 敦	20番	古沢 明子
----	------	-----	-------

5 出席推進委員 7人

推2番	朝倉 啓雄	推3番	大澤 好市
推5番	太田 辰男	推7番	村沢 由夫
推11番	上條 一利	推15番	波田野裕男
推16番	波場 秀樹		

6 議 事(農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………(議案第113号、第114号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………(議案第115号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………(議案第116号～第122号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………(議案第123号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………(議案第124号～第127号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………(議案第128号～第130号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

キ 営農型太陽光発電施設の一時転用許可に係る条件の件

7 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 協議事項

ア 平成30年度家族経営協定締結の取組みについて

イ 平成30年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について

ウ 平成30年度農業者年金の加入推進について

(2) 報告事項

ア 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	技 師	阪本 考司
		〃	主 事	青柳 和幸
		農 政 課	課長補佐	櫻井 正志
		〃	主 事	川嶋 遥
		西部農林課	主 査	上條 裕之
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 10番 岩垂 治 委員

11番 窪田 英明 委員

〔書記〕 板花局長補佐、齋藤係長

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関わる事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第113号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたします。

初めに、議案に掲載されている新規就農者について、事務局からの説明をし、その後、農政課から議案内容についてお願いいたしたいと思います。それでは、事務局からお願いいたします。青柳主事。

青柳主事

お世話になります。農業委員会事務局の青柳と申します。今月の議案にのっております新規就農者について、私から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず皆様、議案の10ページをごらんください。

新規就農者の一覧表になります。

今月の議案には1名の新規就農者の方がございますので、説明をさせていただきます。

整理番号1番、お名前が〇〇〇〇〇〇〇〇になります。ご住所と借り入れする農地につきましては、両方とも岡田地区、栽培予定品目は、現状では果樹といただいております。また、借り入れする農地ですけれども、1筆、3,244平米を借りる予定、また農業従事予定人数につきましては、1人とのことで、お話をいただいております。

それから、就農目的について、細かくお話をさせていただければと存じますが、議案には遊休農地活用及び農業体験の実施ということで記載をさせていただいております。過日、お話を伺う機会がございまして聞き取りをさせていただいたところ、岡田地区の遊休農地を借りて、基本的な管理を〇〇〇〇〇〇〇〇が行っていく。その農地に、農地利用希望者がいらっしゃったら、入ってもらって、希望する作物を農地で育てていく、そういった事業を行いたいということでの今回新規就農になります。このスタイルの場合、通常時の農地の保全管理、作付、作物の栽培とか、日常的なことについては〇〇〇〇〇〇〇〇が実施をしまして、例えば週末とか、一部の作業タイミングで希望者の方も一緒になって作業を行っていく。そういう中で、農業等を体験してもらおうという形でやっていこうということになります。

また、それにあわせて、栽培予定品目を果樹としてございますが、こちらのお話をいただいた折に、既にその農地を使いたいという方がいらっしゃいまして、そちらの方が果樹栽培を希望しているため、そのような記載にしております。今後事業に手を挙げた方の方向性によって、栽培作物が変わる可能性もありますので、あらかじめご承知おきいただければと存じます。

議案につきましては、4ページ。こちらの下段にあります1筆が今回の該当の筆という形となります。

また、こちらの新規就農届の署名につきましては、岡田地区の中條農業委員からいただいております。

それから、最後に補足ですけれども、10ページのところで、農業経験及び技術習得のところを空欄とさせていただいております。通常の新規就農の場合、この欄を記入することになってはいますが、農業収入を得ようと

いうケースで、記入をしていただく営農計画書のほうに書いていただくようなものとなっております。目的が自家消費やその他の場合、聞き取り等行わないという形でやらせていただいております。そのため、空白とはなっておりますが、〇〇〇〇〇〇〇〇は地区内でも優良な活動をされていて、経験もあるということで伺っておりますので、農業技術はあるということでご承知おきいただければと存じます。

新規就農の説明につきましては、以上とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員さんから補足がありましたら、お願いいたします。

中條委員。

中條農業委員

それでは、補足ということで報告させていただきます。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇ですが、以前は林業のみでしたけれども、社長が交代した後、岡田の地域活動に役員等の立場で活動しております。

そんな中で、最近行っているのは里山再生ということで、馬を連れてきて、地域の子どもや大人と共に山の伐採した木を馬で搬出するというも行っています。

今回は、りんごの果樹をやっていて、担い手が亡くなったために作れなくなった約3,000平米の農地を借り入れます。りんごの木は全部伐採しており、草も年何回か刈って管理はされています。

私のところに最初に来た〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇という方が主になって行く、カシスをやりたいというようなことを聞いております。また、先ほど言われたように、農業体験等も実施したいということで話がありました。遊休農地を有効利用して、新規就農者ということで希望が持てると思います。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

川嶋（農政課）

お世話になっております。農政課の川嶋と申します。私からは、農用地利用集積計画の説明をさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第113号）。

内容は一覧のとおりとなっております。

今回、特に補足して説明する事項はございませんので、合計欄だけ読み上げます。

6ページをごらんください。

合計、一般分、筆数18筆、貸し付け12人、借り入れ8人、面積2万4,

105 平米。

円滑化事業分、筆数58筆、貸し付け30人、借り入れ27人、面積7万8,846平米。

経営委譲、9筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1万4,046平米。

所有権の移転、1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積733平米。

第18条2項6号関係、1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積3,244平米。

農地中間管理権の設定、33筆、貸し付け24人、借り入れ1人、面積7万611平米。

合計、筆数120筆、貸し付け69人、借り入れ39人、面積19万1,585平米。

当月の利用権設定（全体）のうち認定農業者への集積、筆数38筆、面積6万2,487平米、集積率は58.84%となっております。

議案第113号については以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から質疑、意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第113号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、114号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続きよろしく申し上げます。
資料の7ページをごらんください。
着座にて説明させていただきます。
農用地利用集積計画の決定の件（議案第114号）。

合計欄だけ読み上げます。

円滑化事業分のみとなっております。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積942平米、認定農業者への集積率ですが、100%となっております。

議案第114号については以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第114号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということですので、本件は原案のとおり決定することと
いたします。
それでは、退室している濱委員の入室を許可をいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第115号 農用地利用配分計画案の承認の件について
を上程をいたします。
農政課から説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続きよろしくをお願いいたします。
配分計画案について説明させていただきます。
資料の8ページをごらんください。
着座にて説明させていただきます。
5－（1）－イ、農用地利用配分計画案の承認の件（議案第115号）。
内容は一覧のとおりとなっております。
合計欄だけ読み上げますので、9ページをごらんください。
合計、筆数33筆、貸し付け1人、借り入れ10人、面積7万611平米。
認定農業者への集積、筆数27筆、面積5万7,623平米、集積率は8
1.61%となっております。
議案第115号については以上になります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願

いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第115号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということですので、本件は原案のとおり承認することと
いたします。

続きまして、議案第116号から122号、農地法第3条の規定による許
可申請許可の件、7件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、議案書の11ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請についてです。

初めに、議案第116号、蟻ヶ崎台〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、298
平米外1筆、合計350平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇さ
んへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第117号、今井〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、1, 1
09平米外を農業経営規模拡大のため、公売により〇〇〇〇さんへ所有権
を移転するものです。

続きまして、議案第118号、岡田松岡〇〇〇-〇、現況地目、田、8.
3平米外3筆、合計86.92平米を農地の効率的な利用のため、交換に
より〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

1枚おめくりいただきまして、議案第119号、三才山〇〇〇番地、現況
地目、畑、175平米外19筆、合計7, 170.3平米を特定遺贈によ
り〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

なお、この最下段の農地、里山辺〇〇〇〇-〇、3.3平米につきまして
は、農地台帳にもなく、抹消登記をするべき筆ですが、既に所有者が亡く
なられており、また相続登記も今回の許可後となるため、現状では抹消登
記をすることができず、今回の申請に加えてあるものです。

続きまして、議案第120号、中川〇〇〇〇、現況地目、田、564平米
を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転する
ものです。

続きまして、議案第121号、梓川梓〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、84
3平米を農業経営規模拡大のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移
転するものです。

続きまして、議案第122号、梓川梓〇〇〇〇、現況地目、畑、586平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上7件につきましては、いずれも許可要件を満たしていることをあわせて申し上げます。

よろしく願いいたします。

議 長

それぞれの地区で議案の説明をお願いするわけでありませんが、採決はそれが終わった後、一括して行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、116号、旧市でございますので、青木委員さん、お願いいたします。

青木農業委員

着座で失礼をいたします。

譲受人が波田ということになっております。それで、この土地のほうは蟻ヶ崎台になっておりますが、この〇〇さんの次男の方が、実はこの蟻ヶ崎台のこの畑のすぐ隣にうちを建たれて住んでおりまして、たまたまお父さんのほうが買われたんですが、作付等々、農業はこの次男の方がやっているんですが、大変まだ若くて、その奥様も一緒に農業をこれからされるということで、現地を見てまいりましたら、松本一本ねぎだけが20本ほど生えておりまして、特に問題ないということで見てまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、117番、今井でありますので、田中委員、お願いいたします。

田中農業委員

今井の〇〇さんですが、先月の定例会のときに落札者の適格ということでお認めいただいた方なんですけれども、新規就農されて15年、一生懸命スイカ栽培ほかに励んでいらっしゃいます。この土地ですけれども、現在も小作されている土地でありますので、全く問題ないというふうに思います。

議 長

ありがとうございました。

118番については、岡田でありますので、中條委員さん、お願いします。

中條農業委員

場所は、松本少年刑務所の北約200メートルぐらいのところにあります。申請地は市街化区域で、〇〇さんは東京在住ということで、土地は年に1回くらい草刈りをして管理をしているかなという形になっております。〇〇さんは田んぼを耕作しておりまして、今回の申請は、〇〇さんが東京在住で、今後農業を行わないということで、売却を考えているということで、圃場整備がしてない場所でありまして、境がはっきりしてないものですから、それを直線的にして、お互い使いやすくしたいということであり

ます。申請地の周りはもう住宅、道路に囲まれておりまして、隣地に与える影響はないと判断いたします。

議長 ありがとうございます。
119番は三才山でございます。竹島委員、お願いいたします。

竹島農業委員 119番についてお話しします。
〇〇さんにつきましては、お兄さんが亡くなった後、親族が遺産相続を放棄しまして、弟の〇〇さんが受けるということになりまして、先月の会議の中で新規就農を認めさせていただきました。今回、10月24日に本人と位置確認しながら話しましたところ、現地につきましては、雑木等の伐採、草刈りを実施しておりまして、既に耕作もしておりますけれども、前向きにやる気があって、満々でございます。本人も年齢に合わせた農業を意欲的に取り組んでいきたいということでありますので、私たちも全面協力しながら、応援していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
120番につきましては、四賀でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 〇〇さんは、農業に専念しており、譲渡人の〇〇さんにつきましては、夫が近年に亡くなりまして、ひとり暮らしで、農地も荒れる寸前でありました。そんなところ、〇〇さんの自宅の近くのこの筆が〇〇さんの目にとまり、周辺を管理しながら、〇〇さんに譲るものでございます。特に問題はないというように見ております。

議長 ありがとうございます。
121、梓川であります。古沢さん欠席でございますので、波場さん、お願いします。

波場推進委員 推進委員の波場です。古沢会長代理、諸事情により現地確認できませんでしたので、私がかわりに現地確認してきました。
申請地の場所は、上の原西部集落センターより西へ約470メートルくらい行った山林と隣接した場所にあります。現況は耕作されて管理されておりました。申請地の北側隣接地は譲受人の〇〇さんであり、前期の2年間、〇〇〇〇〇として農地パトにも協力してもらった方なので、問題ないと思っております。
以上です。

議長 122番も波場さん、お願いします。

波場推進委員

〇〇さんですけれども、申請地の場所は、同じく上の原西部集落センターより北東へ約250メートルぐらい行ったところに宅地に隣接した場所になります。現況は管理されていまして。申請者は長年の農業経験もあり、大農機具も備え、自宅から250メートルと近いので、管理には問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

議案第116号から122号 農地法第3条の規定により許可申請の件、7件について、今、事務局からの説明の後、それぞれの地区の委員の皆様にご説明をお願いしたわけですが、本件について質問、意見ある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第116号から122号、7件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様のご挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することを決定いたします。

続きまして、議案第123号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程をいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

阪本技師。

阪本技師

それでは、議案書の14ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号第123号でございます。本案件は追認の案件となります。島内〇〇〇〇、現況地目、畑、168平米に島内にお住まいの〇〇さんが一般住宅を申請するものです。

こちらでございますが、以前から宅地と認識しておりまして、平成元年の建てかえ時から住宅として使用しているものです。追認であることにつきましては、当時転用許可手続がされていれば、転用基準を満たしている上、顛末書の添付もされておりますので、やむを得ないものと考えます。

農地区分は1種ですが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

なお、この案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判

断しております。

以上、1件、1筆、168平米です。

よろしく申し上げます。

議長 これは島内でありますので、河野委員に地元委員として意見をお願いいたします。

河野農業委員 それでは、議案123号の件ですが、この申請人の〇〇〇〇さん、今現在住んでいる住宅は平成元年に建築したもので、今回、その隣へ子供さんの住宅を建てたいというようなことで、調べてもらったら、今の住宅が建たっている中に、この168平米がまざり込んでいたと。〇〇さんは宅地と違ってずっと使用をしていたということでございます。

固定資産税のほうも、宅地としての課税になっているということで、既存の住宅が今現在ある状態でございますので、これは正式に手続をとって、転用するというご了解をいただいて、転用の申請になったものです。以上です。

議長 続きまして、現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いいたします。

竹島さんか百瀬さん、どっち。百瀬委員、お願いします。

百瀬農業委員 10月23日、事務局と竹島さんと私と現地確認しました。先ほど地元の委員さんが言われたとおり、うちがもう建たっておりますもんですから、それを壊すというわけにもいかないと思うし、隣がまた宅地に申請されるというようなことを考えて、やむを得ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第123号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認するものと決定をいたします。続きまして、議案124号から127号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大内主査、お願いします。

大内主査

それでは、議案書の15ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号124号です。寿北4丁目〇〇〇-〇、現況地目、畑、102平米に〇〇〇〇〇が駐車場と避難用地を新設する計画です。農地区分は1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、この農地については、平成30年8月1日付農振除外済みです。

続きまして、議案番号125号です。内田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、298平米外1筆、計2筆、347平米に内田にお住まいの〇〇〇さんが農家住宅の別棟住宅を新築する申請です。農地区分は2種であり、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

なお、こちらの農地につきましても、平成30年8月1日付農振除外済みです。

阪本技師

続きまして、議案番号126号です。梓川梓〇〇〇-〇、現況地目、畑、31平米外3筆、計4筆、484.26平米に梓川にお住まいの〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は1種ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号第127号、梓川倭〇〇〇〇、現況地目、畑、490平米外2筆、計828平米に塩尻市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅を新築する計画です。農地区分は2種ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件につきましても、一般基準等の各要件を満たしていると判断しました。

以上、4件、10筆、1,781.26平米になります。よろしく願いいたします。

議 長

議案番号124号でございますが、初めに地元委員の河西委員から意見をお願いいたします。

河西農業委員

寿地区、河西です。

本件は、牛伏川沿いの〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場を拡張したいという件になります。実際駐車場は大変狭くて、拡張の必要はあると認められます。周辺農地に与える影響等も特に問題ないと判断しました。公共性の高い目的でもあり、ぜひ認めていただければと思います。

以上です。

議 長

現地調査をいただきました竹島さん、百瀬さんどちらか。竹島委員さん、

お願いします。

竹島農業委員

124号についてお話しさせていただきますが、10月23日に事務局と百瀬委員と竹島とで現地確認させていただきました。今、お話がございましたとおり、既存施設の拡張ということで、駐車場と避難所にするというお話でございまして、この写真に写っている南側の農地につきましても、駐車場あるいは避難所として使用はしないということで、問題ないと思います。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第124号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。

続いて、125号でございしますが、内田でありますので、丸山委員さん、報告をお願いします。

丸山農業委員

先日、10月28日ですが、〇〇さん宅にお伺いし、現状を確認してまいりました。〇〇さん宅ですが、4世代、7名の方で生活しており、〇〇さん夫婦とお母さん、それと娘さん夫婦、またお孫さんということで4世代、7名で生活しているんですが、お子さんが大きくなってこられて、また生活スタイルも変わってきて合わないということで、娘さん夫婦のほうから家を建てたいという相談があり確認したところ、この写真のところは自宅の東側になるんですが、宅地に接続してございまして、一応農地として適正に管理されてございまして、手前にミョウガがありますが、特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

現地確認をしました竹島さん、お願いします。

竹島農業委員

それでは、125号についてお話しさせていただきます。

10月23日に事務局2名と百瀬委員、竹島とで現地確認させていただきました。

ました。今、地元の農業委員さんのご説明があったとおりでございます。土地につきまして、南、西側の農地については支障ない。東側につきましては、道路がありますので、道路で農地的には問題ないということで判断しました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆さんで本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第125号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、126号、梓川梓であります。波場委員さん、お願いします。

波場推進委員 申請地の〇〇〇-〇外3筆ですけれども、場所は梓川中学校から西へ約400メートルくらい行った集落の宅地に隣接した場所になります。現況は耕作され、管理されていまして。申請地は、宅地、市道、農業用水路に囲まれています。隣接地に与える影響はないと判断しました。写真では、東西の宅地が写っていませんが、一応両わきにも宅地があります。手前は市道ということです。
以上です。

議長 ありがとうございます。
現地確認をしました百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 地元の委員さんが言われたとおりですけれども、右側のほうに親のうちは、実家が建っています。それで、奥のほうに赤線がちょっと通っているものですから、向い側の向こう側の農地には影響ないと思います。あと、左側のほうの農地は自分のところの農地ですので、周りにはそんなに影響ないと思いますので、以上です。

議長 この案件に対しまして質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案126号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、127号、梓川倭です。波田野委員さん、お願いします。

波田野推進委員 ○○○○番外2筆、計3筆ですけれども、住宅地に接している農地で、いわゆるせんぜ畑です。3年ほど前にお父さんが亡くなって、○○さんが相続したわけですけれども、庭と自宅を整理して、新居を建てる。その隣に分譲地として売るということですが、周り3面とも宅地で、手前が市道でして、周辺農地には全然影響ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
現地確認をしました百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 地元の委員さんが言われたとおり、手前が道路で、右側も左側も住宅が建っているということで、周りには問題ないと思います。
以上です。

議長 ほかの委員で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第127号について、原案のとおり承認することに賛成の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということでありますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第128号から130号 引き続き農業経営を行って

る旨の証明願承認の件、3件について上程をいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、6ページをごらんください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてです。

議案第128号、井川城にお住まいの〇〇〇〇さんが井川城〇-〇〇〇〇、593平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第129号、高宮中にお住まいの〇〇〇〇さんが高宮中〇〇番地、1,028平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第130号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇-〇、1,682平米外14筆、合計2,869平米について承認を受けるものです。

以上3件になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、128号から130号まで、それぞれの担当委員さんに説明をお願いした後、一括して承認をお願いいたします。

128号につきましては旧市でありますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

〇〇さんのご自宅、井川城なんですが、自宅の裏続きで畑がずっとございまして、継続でございまして、前回行ったときと変わっていなかったんですが、一番奥のほうの西側のほうのところでは水稻、お米を少しつくっております、あとは畑になってございまして、野菜全般をつくっておりますんですが、大根とかサツマイモとか里芋とかネギとかって、たくさん秋野菜がまだ少し残っております、特に問題ないと思って見てまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

129番につきましても旧市でありますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

〇〇さんなんですが、国道19号から少し入ったところございまして、ちょうど国道に面していないもんですから、この〇〇さんのお宅も自宅のすぐ裏のほうの畑なんですが、こちらのほうも、たまたま奥様とお話をさせて、現地を確認させてもらったんですが、半分はもう夏野菜が終わって残りのところについては、秋野菜、野沢菜とか野菜全般がつくられておいて、特に問題ないと思って見てまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

130番につきましては島内でありますので、河野委員さん、お願いします。

す。

河野農業委員

〇〇さんの農地につきましては、全て市街化区域内の農地であります。周りは結構開発が進んでおりますが、ここの15筆につきましては、全て水稲の刈り取り跡がありまして、全て水稲をつくっていたということで、特に問題はないということであります。よろしく申し上げます。

議長

この3件につきまして、ほかの委員の皆様で質問、意見等ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

議案128号から130号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ということですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

高橋主査。

高橋主査

それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。

18ページから26ページまでになります。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、18ページ、非農地証明の交付状況の件、5件、19ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、4件、20ページ、21ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、12件、22ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、23ページから25ページまで、農地法第5条の規定による届出の件、14件、26ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上です。よろしくようお願いいたします。

議長

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項キについて、事務局の報告をいただきます。

このことにつきましては、先月の議案として上程をいたしました、大変皆様からご意見をいただきました営農型太陽光発電施設に伴います一時転用の件でございます。

皆様方からいただいた意見をもとに、松本市農業委員会として意見を付して長野県へ上申をいたしました。中信地区、そして県の審議会を経て、今月16日付で県より許可書をいただきましたが、意見の内容につきまして皆様に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

ここで報告をした後、申請者へ許可書を渡していこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、阪本技師、お願いいたします。

阪本技師

先月の定例総会で皆様より長時間ご審議いただきまして、ありがとうございます。その中で、ご意見いろいろちょうだいしまして、皆様の意見を反映させて、許可書に付す条件をつけて〇〇さんのほうに許可書を渡す予定でございます。

その条件につきましては、まず読み上げさせていただきたいと思います。

許可が相当と認められる場合に付すべき条件。

1、申請者本人は、適切な栽培管理を行うこととし、毎月15日までに定期報告書を農業委員会へ提出すること。

2、フキ以外の作物（ワラビ、雑草等を含む）については、全て除草し、管理すること。なお、パネル間についても同様とする。

3、平成31年7月までにフキの販売実績をつくること。

4、次回の更新申請は、平成31年8月15日までに行うこと。

5、営農目的（フキの栽培）が主であるため、太陽光発電施設が原因でフキの生育が阻害され、生育不良である場合には、太陽光発電施設を撤去してフキの栽培専念すること。

以上5つの条件となっております。先ほど会長からお話がありましたが、中信地区と県の審議会、こちらの条件等、1年ということで許可相当といただきまして、最終的に県から許可をいただいたということになっております。

今後、この定例総会で必要に応じて、この営農型太陽光発電施設について経過など、報告させていただく予定でございます。よろしく願いします。

議 長

今、阪本技師のほうから説明があったわけではありますが、委員の皆様から意見がありましたら、お願いをいたします。

青木委員さん。

青木農業委員

すみませんね、細かいことで。これは、これからご本人にこの結果連絡を

されるということですか。

議 長 阪本技師。

阪本技師 はい。この場で皆さんに報告をさせていただいてから、許可書を渡す際に説明させていただきます。

青木農業委員 それで、本人が、そうすると、これでできないと言った場合には、それで終わりにするという形、撤去するというような形という形の方向性もあり得るということでしょうか。今の条件が、私から見ても、割とそんなに簡単、口で言うのは簡単ですけども、実際にやるにはかなりの労力のように見えるんですが、現場を見ていますので。

阪本技師 それにつきましては、また来年、これから冬になりますので、また来年、栽培管理等を見ていただいて、その中で8月の申請までにご判断いただければと思いますので、実際栽培しているか、実績があるかとか、適切な管理をしているかといったことを総合的にご判断いただきたいと思います。

青木農業委員 私の今の質問は、本人が取り下げる可能性もあるということですね。

阪本技師 そうですね。現状では、恐らく取り下げはないと思われれます。

青木農業委員 ああ、そうですか。わかりました。

議 長 いいですか。

青木農業委員 いいです。

議 長 ほかにどうですかね。

1年ということで、この結果を見てということでございますが、農業委員会も県も、この4月から非常にご苦労いただいて、1週間に一遍ずつ現地の写真を撮っていつているわけでありまして、本人も、そういった農業委員会のやっていることを知っているわけですし、そういう方向で、1年かけてこの条件にぜひ合わせていただくということ、ただ、長野は非常に甘い方向づけをしたわけですが、松本はこんなことで、1年ということで、常任会議でも、今まで手を挙げてそんなことを言ったことのないような人が、大変いろいろ言っていました、1年ということで様子を見ますということでお話ししましたので、ご理解をいただきたいと思います、皆さんにおかれましても、引き続き注視しながら、お願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時

休憩といたします。

45分までを休憩といたしまして、その後、また議事を再開したいと思います。お願いします。

(休憩)

議長

それでは、総会を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、協議事項ア、平成30年度家族経営協定締結の取組みについて議題といたします。

まず、農政課から説明をお願いいたします。

櫻井補佐。

櫻井（農政課）

農政課担い手担当係長の櫻井と申しますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

座って説明させていただきます。

議案の27ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度家族経営協定締結の取組みについてということでございます。

家族経営協定、これについては、一年を通して取り組んでいる事業になるわけですが、毎年この時期、11月を強化月刊というふうに位置づけて、毎年農業委員の皆様をお願いをしている内容であります。

まず、1番としまして趣旨ということですが、魅力ある家庭、農業、地域づくりを推進するために、平成30年度の農業委員会業務計画に基づいて家族経営協定の締結に取り組むものということですとあります。

2番としまして、家族経営協定とはということですが、農業経営や生活、農家にとってはこれ、直結したものになるわけですが、それらの目標とか役割分担を家族みんなで話し合っていて、決めた内容を書面にあらわすものを家族経営協定と呼びます。話し合った上で、約束事を紙に記したものを、これが協定になります。

2の(1)、(2)、(3)ということで、この協定の効果、利点ということで申し上げてありますが、まず(1)、これはちょっと大事な部分ですので読み上げますが、家族みんなが意欲的に農業経営に取り組めるようになります。なぜかという、家族で農業経営をしていると、仕事と生活の境目がなく、そこからさまざまな不満が生じることがあります。家族で話し合い、協定を結ぶことによって、それまでの固定化してしまっただけの仕事やり方や家族の役割を見直すことができ、みんなが意欲的に農業経営に取り組めるようになります。配偶者や後継者が新たに農業にかかわっていくことになった家族、現在の農業のやり方や生活を改善したいと思っている家族が結ぶことが特に効果的だということです。

あと、(2)では、皆さん既にご承知かと思いますが、農業者年金の優遇措置といいますか、農業者年金の保険料の補助を国が半分出すというよう

なことでありまして、本当に具体的なメリットというのはこれなのかと、こんなふうに思います。

それから、(3)としまして、市の単独事業を優先的に採択するというところも行っておりますので、メリットの1つとして申し上げます。

3番、としまして、地区別、年度別の締結者数ということで、別紙、1枚めくっていただきまして、28ページ見ていただきたいんですが、平成9年からずっと地区ごとに締結していただいた家族数を申し上げてあります。平成30年については、これまで実績で3組が締結をしております。現在は216家族ということになります。

戻っていただきまして、4番、日程ということで申し上げますが、30年10月、本日ですけれども、農業委員会定例総会でご協議をいただく。それを受けまして、この1カ月、皆さんにぜひご協力をいただきまして、次回の定例会、11月30日までにぜひ取り組みをいただきたい。取りまとめをしまいたいというふうに思っております。

それに基づきまして、12月から1月にかけて、それぞれの家族との個別の相談会を持ちます。こちらから出向いたり、また農政課のほうに来ていただくということもあろうかと思いますが、それについては、個別に相談、調整をさせていただいて、開催をしていきますし、相談の中で協定書をつくっていくと、こういう作業になります。

それを受けて、2月15日、既に決定をしておるんですが、合同調印式ということで開催をします。そのときには、小林会長さん、それから普及センターの所長さんにも同席をいただき、立会人として調印をいただくと、こういう流れになっております。

5番としまして、締結目標数ですが、申しわけないんですが、1地区1組以上の予定者をぜひ確保いただければなということをお願い申し上げます。

6番としまして、締結希望者の報告ですが、先ほど申し上げました。次回の定例会、11月30日までに農政課のほうへお願いをしたいという内容です。

この家族経営協定につきましては、松本市が勝手にやっているという仕事ではなくて、国の政策の1つです。その背景を若干簡単に申し上げますが、昭和30年代に高度経済成長期に田舎の農家の後継者がもうどんどん都会に出ていってしまうということで、国としては、その辺を憂いまして、家族経営、家族農業というのが非常に大事だということも国も承知をしておりましたので、実はそこで考えたのが父子協定という、お父さんと子の協定というものを政策として始めました。それが39年なんです。実は、今、言ってみれば、都会への流出を防ぐためみたいなところがあったんですが、そこでは女性に関する視点が欠けていたということで、なかなか波及、普及しなかったということでもあります。

時が経まして、平成2年になって、全国農業会議所が主になって、会議所の中に委員会を設置して、家族経営農業の発展に対する検討という作業を何年かにわたって行ってきた。それを受けて、農水省が平成7年、家族経

営協定を政策の中に取り入れた、これがスタートになるわけです。

今では、当然農政の柱になっています食料・農業・農村基本計画の中にも家族経営協定締結の促進というのがうたわれていますし、あと男女共同参画基本計画という国の計画の中でも、家族経営協定数一層拡大ということが具体的にうたわれているという、そんな位置づけがされております。

さて、皆さんに何してもらいたいかということですが、手元に封筒があらうかと思いますが、その中を見ていただきたいと思います。

ちょっといろいろ入れてありますが、最初に締結予定者報告書というのがあります。これは皆さんに書いて出していただきたい書類になります。

その次、平成30年度家族経営協定推進対象者の名簿があります。これは、認定農業者の中から、もう締結している人は除いた人ですね。ですので、ぜひ勧めてほしい皆さんの名簿ということになります。

表紙のところに書いてありますが、2行目ですね。この中でも、特に若い後継者がいる、それから配偶者が最近就農した、こんな人にぜひ声をかけていただければなというふうなところでもあります。

それから、あと2部、「協定でよりよい農業と生活を」というのがあります。これは、皆さんにもごらんいただきたいですが、対象者に渡してもらいたいということでもあります。なかなか中身を伝えるのは難しいと思うので、これを見ていただければ、私の説明、下手な説明よりわかりやすく整理された中身になっておりますので、これを使って勧誘をしていただくということになろうかと思えます。

さらに、中に協定締結者レポートということですが、ここにおいで塩野崎さんに体験に基づいて書いていただいたレポートです。これがやっぱり経験談でありますので、非常にわかりやすい。ちょっとこれ、全部読むのも時間があれないので、読みませんけれども、ちょっと一部分読ませていただきます。ちょうど真ん中あたり、「そこで」というところがありますが、ここだけ読みます。

重要になるのは、やはり話し合うことです。経営者の方が仕事のスケジュールや家族の経営状況を後継者や配偶者にちゃんと伝えているのか、逆に後継者、配偶者は経営者の苦労を理解しているのか。お互いにわかっているようで、実はわかっていないのではないのでしょうか。みんなで話し合うことで、おうちのことを考え、工夫するきっかけが初めて生まれます。休日や給与のことを決めると、自然にほかのことも決めてみよう、よい経営を目指そうという雰囲気も生まれます。

一部だけ読ませていただきましたが、これを読んでいただくと本当によくわかると思いますので、ぜひご一読をいただければありがたいなというふうに思います。

お願いは以上でありますけれども、実は去年締結した方にしばらくして話を聞く機会があったので、締結してみてどうだったですかと話を聞きましたら、その方は奥さんでありまして、ご主人と農業経営をされていたと。息子がうちに入って、息子がちょうどお嫁さんをもらったと。4人でやるようになったといううちが、この家族経営を結んだということです。

お嫁さんとおしゅうとめさん、非常に仲よしで、本当にはたから見ると、フレンドリーといいますか、非常に仲のよい円満な家庭だというふうに見ていましたけれども、実はやっぱりどことなく不満があったり、遠慮があったり、わだかまりがあったそうなのですが、相当無理、お互い無理をしていたという部分があったそうです。ですが、腹を割ってこの協定を機に話し合いをしたところ、本当にわだかまりがなくなったと。のどにつかえていたものが取れてすっきりしたと、こういうふうに言ってくれました。

結果的に何でも言い合えるようになったし、目標や役割が明確になったことで、本当に意欲的に生き生きとお互い働けるようになったという話をしていただきました。

生活にもメリハリがついたと。生きがいを持って農業ができています、そんな話をお聞きすると、私どもも一層頑張らなきゃいけないな、こんなふうに思った次第であります。

ちょっと1カ月という期間が短いとも思いますけれども、ぜひ各地区から一組で結構ですので、候補者を挙げていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議 長

ただいま櫻井補佐から大変取り組みについて説明があったわけですが、これから質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして、発言のある皆様には挙手をお願いいたします。

塩野崎委員。

塩野崎農業委員

私も、ここ、文章にあるように、主人が退職をして農業を始めるについて、家族経営協定というような形で始めたんですけども、やはり一番は、女性、皆さんお勧めしていただくには、お嫁さんとか奥さんとか、女性の方がやっぱりやりやすいような環境にするためのこの家族経営協定、例えば私たち家族みたいに、もう60くらいになってからやると、自分たちの今後の延命治療の話だとか、おばあちゃんいるから、介護の問題とか、本当にごくそこら辺にあるような、そういう問題を拾うと、とても何か今後のことが自分たちの安心感につながります。そして女性の場合は、特にお金の面とかお休みの面、特に私たち家族は、じゃおばあちゃんいて、2人で働くばかりでどうするんだろうねっていったときに、じゃ1泊でもいいから、1年に1回は、おばあちゃんを預けて旅行にでも行こうかって、そんなようなことを決めました。2泊とか3泊と決めちゃうと無理があるので、じゃ1泊にしよう。また年数が過ぎてきて、ことしくらいになってくると、私も忙しかったりすると、じゃ旅行は行けないから、コンサートか何かに日帰りでも行こうねとか、ちょっとそんなふうにお互いにこの家族経営協定を決めたことによって、いろいろなふうにもた2人が話し合いを持ってできる。そして、私がこうやって会議に出ることが多くなると、じゃおれがその分一生懸命やるからなというような、ふだん会話ができなかったこ

とが、だんだん会話ができるようになっていたりして、夫婦2人だけの家族経営協定でしたけれども、とても何か文章にすることによって張り合いがあって、またそれを思い出しながら、途中でその中身を変えたりしながら、今現在、6年目ですけれども、とてもよかったと思っていますので、皆さんこれから勧めるに当っては、ぜひ女性の皆さんが農業をやりやすいような環境、いろいろな面で女性のサポートになるような家族協定をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。塩野崎委員から大変いいお話がありました。そのほかに発言のある方のご意見をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
これより集約を行います。
本件は、推進委員の皆様にも関係する内容でありますので、出席全員についてお伺いいたします。
本件について、ご承認いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は了承されました。
農業委員と推進委員の皆様には、家族経営協定の締結に向けて、今後御協力いただきますようお願いをいたします。
次に、協議事項イ、平成30年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
中野主査。

中野主査 私のほうから、協議事項イ、平成30年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施についてということでご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

29ページになります。

要旨といたしまして、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査をかねて実施した農地法第30条の規定に基づく今年行われました利用状況調査の結果を報告するとともに、同法第32条の規定に基づく利用状況調査の実施について協議するものとなります。

2、基本的事項といたしまして、(1)農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要といたしまして、別添1、32ページになります。こちらのほうに農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要ということで、農業委員

会が毎年1回農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施するということになっております。

下のところに簡単な流れを記載させていただいております。毎年1回農地の利用状況を調査して、その農地に関して利用意向調査を行い、利用意向調査の結果を経て、農地中間管理機構との協議の勧告、勧告を行った後、利用の促進が見られない場合につきましては、長野県知事の裁定を行うという流れとなっております。

こちらの下段のほうにあります遊休農地に関する措置の流れ、こちら、上の概要の月の流れを記載しております。11月から1月に利用意向調査を実施し、その6カ月後、来年の平成31年の7月から8月に利用状況調査を行い、また10月に所有者が遊休農地を放置している場合については、機構との協議を勧告していくという月の流れとなっております。

こちらが利用状況調査と利用意向調査の流れとなっております。

29ページにお戻りください。

(2)の遊休農地及び荒廃農地の定義ですけれども、こちら別添2、33ページになりますが、これをもとに利用状況調査を行っております。

こちらのほう、農地の区分といたしまして、2号遊休農地、A分類、山、原、D、そしてEということで、違反転用という、こちらの項目に分けて松本市では調査を行っております。

まず、2号遊休農地のご説明ですが、低利用農地となります。こちらは、畑が余り荒れていないんですけれども、作付がまばらに行われていたりする農地となります。また、草等が生えていたとしても、トラクターや耕運機ですぐ畑への復帰が可能な農地ということになります。

下段、A分類というものが、1号遊休農地とA分類、こちらは2つあわせて一応A分類とこちらのほうで言っておりますが、こちらのほうは、2号遊休農地の草が生えている等から、さらに荒廃が進んでいて、低木の木が生えていたり、木の根の広がる植物、笹等、ススキ等が群生している農地となります。こちらは、トラクター等、耕運機等で起こしたとしても、農地への復旧が難しい農地となります。重機等が入って木の根の抜根等をしないと、農地への復旧が難しいという農地となります。

山については、荒廃農地B分類の中で山として松本市のほうで評価させていただいているんですが、こちらにつきましては、農地に復元する可能性が極めて低い、また、もしくは復元しても継続的な農地利用が難しいものとなります。具体的には、山際にある農地が風化していくことによって、山林化してしまった農地がこちらの山というふうに評価をさせていただいております。

原というものが原野化のものとなります。こちらは、山に面していないんですけれども、例えば農地の中に林のように荒れてしまった農地が存在していることがあると思うんですけれども、こちらは山に接していないので、山林化した農地ではなく、木は生えているんですけれども、周りが農地で、ぽつんとした農地ということで、こういうものは原、原野というふうに判定をさせていただいております。

荒廃状態が解消された農地につきましては、Dというふうに判定をさせていただきます。Dというものは、2号遊休農地から耕作可能な農地になった場合や、A分類が農地として使用可能になったもの等につきまして、Dということで、耕作中という表示となります。

その他といたしまして、違反転用というものがEになります。こちらにつきましては、農地転用の届け出の許可がなく、農地以外の用途でその農地を使用しているというものになります。農地なんですけれども、実際には、例えば砂利敷き等をして駐車場など、農地以外のものとして使っているというものになります。

こちらが遊休農地及び荒廃農地の定義ということになります。こちらは、また利用状況調査等の判断基準等になりますので、ご確認のほうをまたよろしくお願いいたします。

29ページに戻りまして、3、利用状況調査の実施状況ですが、こちらは34ページになります。こちら、ことしの6月から7月に利用状況調査ということで、農地パトロールをしていただいた実績となります。松本市の21地区、それぞれこの日に行われ、この時間帯、人数がどのぐらいで行われたかという実績となりますので、目を通しておいってください。

29ページに戻りまして、4、利用状況調査の結果、こちら、平成30年10月末時点での数字となります。28年度、29年度につきましては、その年度末の数字となります。30年度のものだけが10月末の数字となっております。

利用状況調査の結果といたしまして、A分類につきましては、年々減少している傾向がございます。B分類につきましては、逆に増加傾向とあります。こちらの詳細な結果につきましては、別添4、36ページ、37ページに詳細結果を記載させていただいております。

A分類の中で、解消されたものは6.5ヘクタールあるんですけれども、逆に新規で発生してしまったものが7.6ヘクタールございます。

このA分類の主な流れなんですけれども、A分類が減ったものにつきましては、A分類から逆にB分類、山林化や原野化してしまったものが多くございました。逆に、A分類がふえているものは、前年までは耕作していたものが、ふえてしまったりとか、過去に荒れていたんですけれども、一旦解消されて、先ほどのDという判定になったんですけれども、それが再び荒れて、またAに戻ってしまったもの等がございます。全体として減ってはいるんですけれども、内容的にはB分類への移行が多いものとなっております。

B分類につきましては、ことし大きく数字のほうは上がっているんですけれども、こちらのほうは、四賀地区において山際等の荒廃した農地を一斉に調査をした結果ということになっております。ですので、実際に37ページのB分類の表の四賀地区を見ていただきますと、大きく筆数、面積が昨年度に比べると多くなっております。面積にいたしまして27万平米、筆数にして544筆が新たにB分類として判定されました。こちらがB分類の数字を大きく上げているものになります。

29ページにお戻りいただきまして、平成30年度利用意向調査の実施について（案）です。

こちら、利用状況調査の結果を受けまして、新たに発生した荒廃農地A分類及び2号遊休農地、こちらの農地の所有者、耕作者の方に対して、今後、その農地をどのように使っていきますかという調査を行うようになります。

こちらの調査の実際の地区別の集計表が38ページに記載してございます。

こちらの地区別集計表、大変申しわけないんですけども、新村地区が抜け落ちてしまっております。ただ、新村地区、こちらの調査、新規にA分類、2号遊休農地と判定された筆はございませんので、ゼロ平米、ゼロ件ということになります。

こちらの対象者、全53件、53人という考え方になりますけれども、旧市が1件、芳川地区3件、岡田地区2件、入山辺地区1件、里山辺地区3件、今井地区2件、内田地区3件、本郷地区2件、四賀地区18件、梓川地区4件、波田地区3件、こちらが利用意向調査の対象となっております。市外の住所地等ある方につきましては、事務局のほうで郵送等で対応をいたします。

29ページに戻っていただきまして、5の（2）、こちらは利用意向調査ですけども、昨年同様、委員さんの方たちに調査票を配付していただきたくお願い申し上げます。該当する地区の農業委員さんの机の上のほうに事前に封入済みの利用意向調査書及び対象一覧の方を置かせていただきました。

そちらの封筒の中に入っているものなんですけれども、こちらの39ページ以降、39ページの両面、41ページの両面のものが封入されております。

30ページ、（3）調査の進め方ですが、委員さんにおかれましては、11月上旬から対象者の方たちに対して訪問をしていただき、調査書を手渡しでお渡ししていただければと考えております。その際に、対象者に調査についての趣旨と回答方法の説明をしていただくようになります。そちらの調査書につきましては、委員さんのほうで独自に回収していただいても結構ですし、返信用封筒もございますので、説明の上、返信用封筒に入れて回答をしてくださいというご説明をお願いいたします。

こちらの提出期限自体は、本年度の平成30年12月27日木曜日としております。

こちらの調査ですけども、一応別冊資料ということで、別刷りで10月定例総会別冊資料ということで、3ページですね。3枚のものでつづったものがございます。こちらのほうに一応手順ということで、今言ったことが同じように書いてございます。

調査の流れの中で、12月27日まで待って、まだ調査書について回収できないものにつきましては、申しわけないんですけども、平成31年の1月中旬に再度戸別訪問をしていただいて、回収をお願いするようになります。こちらにつきましては、また12月の定例会において、その時点までに回収できていないものがあれば、委員さんのほうにお示しできるように

いたします。

こちらの別冊の資料の5といたしまして、回答の留意点、(1)農地中間管理機構と協議する旨の勧告ということで、以下の場合に機構と協議すべき旨の勧告を行います。こちらはご説明するような内容となります。農地中間管理事業の利用以外の意向選び、回答した日から6カ月後において、選んだ意向どおりに農地を利用されていない場合、また(イ)当該農地の所有者等に農地としての利用を行う意思がない場合、次のページに行きまして、(ウ)利用意向調査を行った日から6カ月を経過しても回答がない場合につきまして勧告をするようになるんですけれども、実際に県の裁定を受けて、勧告に値する農地となってしまった場合につきましては、平成32年度の固定資産税が増額するということとなります。

こちらにつきましては、当然勧告の対象となった農地だけが固定資産税増額するということとなりますが、およそ1.8倍に農地の税金が上がってしまうということとなります。

あと、機構事業の利用、こちら、アンケートのほうなんですけれども、こちらの次のページのところに、こちらが封筒の中に入っているものになるんですけれども、その方の農地については、A判定、2号遊休農地を判定した調査日、農地パトロールを行った日が印字されます。また、その方の所有しているどこの何番地、こちらの登記地目が何なのか、登記地積が何平米あるのか、農業振興地域の青地なのか、青地以外の白地なのか、あと名義人の氏名が記載されてございます。

次のページが回答の表となります。こちらにつきましては、ご本人様のほうに記載していただくようになるんですけれども、こちらにつきましても、所在の農地の地番、地目、地積は、表の最初の紙と同様に印字されたものを送付させていただきます。

実際にその土地の所有者の方に書いていただく内容ですけれども、こちら、当然回答された、記入された日、住所、氏名、連絡先、中段のところにある例えば丸の内1234番地の地目、田、地積500平米、こちら、農地パトロールのときにA判定又は2号遊休農地ということで判定されたものについて、この農地をどのように今後使って利用されますか、というアンケートとなります。

こちらに今、①というふうに、丸の内1234については、利用意向の内容としては①と記載されているんですけれども、こちらの記載していただく内容につきましては、その下段の農地の利用の意向の選択肢、こちらのほうから①、②、③、④、⑤、こちらを記載していただくようになります。

①につきましては、その農地について、中間管理機構が行う農地中間管理事業を利用したいというものになります。②につきましては、JAさんを通じた農地所有者代理事業を利用するというものになります。③につきましては、ご自身のほうで農地の貸し手等を見つけていただいて、権利の設定もしくは移転を行うというものになります。④につきましては、その年の農地パトロールでは荒れていたんですけれども、来年以降からは自分でしっかり耕作していきますというものになります。⑤その他といたしまし

ては、例えばこちらの中段のところにあります丸の内91011という地番につきましては⑤で、農転をする予定があるということで、⑤の農転したいというふうに記載されてございます。

こちら、調査の際、実際に相手方から何か質問があった場合につきましては、委員さんのほうでお答えしていただくか、または農業委員会事務局のほうにご連絡をしていただければ、その方にこちらからもご説明のお電話等はできますので、その辺につきましては、ケース・バイ・ケースで対応をお願いいたします。

また、こちらの回答の後ろのページ、裏面になるんですけども、松本市の農業委員会事務局といたしましても、ホームページ等で「貸したい」「売りたい」という情報を掲載させていただいております。こちらのホームページに「貸したい」「売りたい」情報として、掲載を希望するという場合につきましては、「希望をする」というところに丸をして回答していただければ、後日事務局のほうから「貸したい」「売りたい」情報についての登録用紙をその方に送付をさせていただいて、提出された後に農業委員会事務局のホームページの「売りたい」「貸したい」情報のところに掲載するようにいたします。

31ページにお戻りください。

こちら、7番までご説明、ちょっと6番は最後にご説明いたします。7番の(2)勧告対象外、こちらは当該農地が農業振興地域にない場合は勧告の対象外となります。

また、農地中間管理機構から農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない農地であった場合につきましては、農業委員会及び農地の所有者の方に機構から通知が出るようになります。

当該農地の所有者等から農地中間管理事業を行う旨の意思が表明され、それが継続している場合にも、勧告の対象外ということになります。

こちらの農地中間管理機構に対して貸し付けを行う旨の意思というものが、先ほどのアンケートにおける①の、意向の結果の選択肢の中の①がこちらに該当するようになります。

こちらの勧告期限につきましては、平成30年11月30日となっております。こちら、去年の利用意向調査の結果のものとなりますので、今のところ、松本市において、この勧告の対象となっている農地は今現在ございません。昨年度調査を行った結果を中間管理機構のほうに提出はさせていただいておりますが、その地籍全てが農用地等の基準に適合しない旨で回答をいただいておりますので、今回の勧告の対象は今のところ1件もないということになります。

30ページの6ですが、こちらが昨年度の利用意向調査に基づく遊休農地に関する措置の状況ということになります。

昨年度につきましては、利用意向調査の対象筆が146筆ございました。この中で、農地中間管理事業以外の利用意向があったものが109筆で、こちらの109筆中、現時点で意向どおり対応していない筆が66筆ございますが、こちらが先ほどの勧告対象外の規定のイの部分に該当いたしま

して、勧告の対象外となっております。

以上が説明になるんですけども、あす、11月上旬から、委員さんたちには大変お骨折りをいただきますが、こちらの平成30年度の利用意向調査の実施について、ぜひご協力をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

30年度利用状況調査及び意向調査の実施について、中野主査から丁寧な説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様から発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

これより集約をいたします。

本件は推進委員の皆様にも関係する内容でありますので、出席の全員にお伺いをいたします。

本件について、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

調査対象地域の委員の皆様には、お手数ですが利用意向調査にご協力いただきますようお願いをいたします。

次に、協議事項ウ、平成30年度農業者年金の加入推進について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、私のほうから資料43ページ、平成30年度農業者年金の加入推進について説明いたします。

着座にて失礼いたします。

1の要旨ですが、独立行政法人農業者年金基金は、平成30年度から32年度を加入者累計13万人早期達成3カ年運動として取り組むことといたしました。

この早期達成3カ年運動では、長野県農業会議が平成30年度から32年度の3年間に松本市の新規加入者目標を23人と示しました。そして、この目標に向けて、本市独自の目標を3年間で新規加入者26人、内訳ですけども、20歳から39歳までが11人、40歳から59歳までが15人、うち女性9人と定めまして、加入の推進を図ることといたしましたので、これに基づきまして、本年度の加入推進の取り組みについて協議をお

願いいたします。

2、加入推進対象者です。農業者年金に未加入の認定農業者及びその家族、また女性農業者を重点加入推進対象者として加入の推進をお願いいたします。

対象者名簿ですが、本日配付させていただいてあります。ここに農業委員と書いてありますが、推進委員さんにも本日配付済みでございます。農業者年金というファイルに全部入っておりますけれども、この名簿なんですけれども、認定農業者名簿から引っ張ってきてありまして、農業者年金の条件である国民年金1号被保険者であるかとか、また政策支援を受ける条件である青色申告者であるかなど内容については、こちらでは把握できないために、推進の際に必ずご本人に確認をしてから推進を進めていただきますようお願いいたします。

また、名簿につきましては個人情報ですので、年金の推進以外の目的としては使用しないようによくお願いいたします。

また、名簿登載者以外にも新規加入者の掘り起こしについて、ご配慮をお願いいたします。

3の加入推進方法です。松本市農業者年金協議会各支部のJA事務担当者、農業委員、年金協議会役員の三者が連携をとりながら、加入推進をお願いいたします。

4の加入推進強化期間ですが、11月から来年の2月までといたします。

また、各支部におきまして、既に加入推進について着手されているところもあると思いますが、この機会にさらに推進を図っていただくということで、よろしくお願いいたします。

5の加入推進活動記録簿等の提出についてです。加入推進していただきました結果によりまして、加入の活動をしていただいたり、加入者の実績があったという委員につきましては、名簿の後ろに加入活動記録簿と加入実績報告書を入れてありますので、そちら、2月の定例会までに事務局へ提出をお願いいたします。

農業者年金の推進は、農業者年金法に基づいたものでありまして、農家にとってメリットの多いこの制度を、広く推進していただきますようによくお願いいたします。

また、制度の内容なんですけれども、なかなか複雑なところもありますので、推進活動に当たってご質問等ありましたら、私のほうへお電話か何かいただければ、回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次のページ、44ページをお願いいたします。

6の加入推進報償費の支給ですが、実績及び活動に応じまして、3月の報酬と合わせまして報償費を支給いたしますので、お願いいたします。

7のその他です。この取り組みにつきましては、10月22日に農業年金協議会の役員会を開催いたしましたので、そちらのほうでも説明をいたしました。

8の参考資料です。45ページの早期達成3カ年運動農業年金地区別加入推進目標及び実績一覧ということです。ちょっと細かいのでわかりづらい

かと思うんですが、もう既にことし6人加入していただいておりますが、これからまだ達成していかなければいけない人数で、あと地区ごと、対象者名簿から拾った人数で案分をしてあります。なかなか複雑なので、ざっくり言いますと、多いところでは、今井地区の3人、梓川地区の4人、これは対象者が多いということで、この数になっております。また、対象者がゼロに近い地区についても、1と立てさせていただいて、全体で3年間26人という目標を挙げさせていただきました。

これに関するのですが、農業者年金のほうの説明会等出ましたところ、専業の農業者に限らず、例えば国民年金1号被保険者で、自営業であっても、おうちの畑を年間60日ぐらいやっているとか、そういう方でも十分入っていただいて結構ということでしたので、専業農家の方に今まで重点的に当たっていただいたと思うんですけども、とにかく国民年金1号被保険者で、農業をやっている、60歳未満というところでターゲットを絞っていただきまして、当たっていただければと思いますので、推進の対象者が少ないところでも、一応掘り起こしということで1とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明については以上です。

議長 今、事務局から年金の加入推進について説明があったわけでありましたが、委員の皆様で質疑のある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
これより集約いたします。
本件は推進委員の皆様にも関係する内容でありますので、出席の全員の委員さんにお伺いいたします。
本件について、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は了承されました。
ぜひ委員の皆様には、農業者年金の加入推進に向けた計画的な取り組みに格別のご配慮をいただきますようお願いをいたします。
次に、報告事項ア、主要会務報告並びに当面の予定について、を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、主要会務報告並びに当面の予定ということで、46ページ、47ページの説明をいたします。

まず、46ページ、主要会務報告でございしますが、10月この1カ月のイベントや活動の内容でございします。ごらんをいただければと思います。

10月19日、柏木保育園の関係では、旧南部ブロックの皆様、大変お疲れさまでございました。

10月26日の金曜日、先週の金曜日は、ブロック別の研修・懇談会、北東部と西部のほうで既に行わせていただきました。ありがとうございました。

47ページに移りまして、当面の予定ということで、確認をお願いします。

11月2日は、役員対応でございしますが、山梨県の笛吹市の農業委員会の皆様、ご一行様36名がこちら、松本市の農業委員会のほうに視察に来て、懇談をしたいということで、役員対応でございしますが、中山公民館のほうで、主に中山地区の耕作放棄地解消の取り組みですとか、今、これから始まろうとしている中山地区のほうで農産物直売所を巻き込みながら、荒廃化が懸念されるような農地に関して別段面積の設定も取り入れながら、何とか土地利用をうまくやっていこうというような中山地区の取り組みなんかをまた1つの懇談の形にしたいと考えています。また、山雅のほうも中山のほうに参入してきているというような動きもありますので、こんなようなことをちょっと材料にしたいと考えております。

また、2日は河西部のブロック別研修・懇談会があります。

11月7日は、第3回長野県農業委員会大会ということで、ご案内をしたとおりでございします。12時半までに出席される方はキッセイ文化ホールの会場受付付近にお越しただいて、事務局で確保している席に案内をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

11月9日は、午後、第2回農業振興委員会がございまして、市長意見書の素案についてご検討いただく予定です。

11月20日は、農地転用現地調査ということで、今回の当番委員は中川委員と金子委員になりますが、9時に事務局のほうに集合して、午前中を予定しておりますが、案内をしますので、見ていただくということでお願ひをいたします。

11月21日、22日は、農業委員会の国内視察研修ということで、ご案内のとおりでございしますので、よろしくお願ひいたします。

あとは、11月29、30と会長が東京のほうに会議で出かけます。

11月30日の定例総会は、会長不在となりますので、会長代理が議長となる予定で進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございします。

議長 　　ただいま事務局から来月の予定等の説明があったわけですが、発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです、

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターからの情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） 貴重なお時間をいただきまして、情報提供を4点ほどさせていただければと思います。

資料につきましては、農作業安全のシールをとじさせていたideある資料をごらんいただければと思います。

最初に、「農作業事故0へ」のシールを最初につけさせていただいたんですけれども、実は県下で昨年は7件の農作業死亡事故だったんですけれども、今現在、県内13件の死亡事故ということで多発しております。キノコをとりに行つて死亡された方が15件ということで、マスコミでは取りざたされておるんですけれども、それに近い件数の方がお亡くなりになっているというような状況です。いま一度農作業安全啓発をぜひお願いいただければと思います。

次に、資料のほうですが、最初の1ページに有害鳥獣被害防止に係るパンフレットをつけさせていただいております。

こちらには記載ないんですけれども、11月を防止月間としまして、JAさん等関係機関へポスターなどを配付して、対策強化を呼びかけているところなんですけれども、ちょうど今時分、放置されたカキの木がサルのおえさ場になっているようなところもあるかと思っておりますので、ぜひこちらのほうの声かけもいただければと思います。

それと、2ページ、3ページおめぐりいただければと思うんですけれども、こちらのほうは、スーパー担い手キャラバンin長野御代田というような、ちょっと情報提供なんですけれども、最近、スマート農業ですとか、ICT農機の開発など注目されていますけれども、ちょうど11月6日にそれらに関する実演会があるということで、資料をつけさせていただきました。

詳細につきましては、関東甲信クボタまでお問い合わせいただければと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、4ページから4枚ほどつづつてございますけれども、スイカ生産者経営概況調査票ということでつけさせていただいたんですけれども、今、松本ハイランドさんと普及センターでスイカ産地の構想を把握するためのアンケート調査を実施中です。よりよいスイカ産地を目指す資料として、今後分析、活用させていただく予定になっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それと、最後の8ページから10ページですけれども、こちらのほうは、毎回つけさせていただいております気象表と生育概況ですので、またごらんいただければと思います。

以上、簡単ですけれども、お願ひします。

議長

小川補佐、ありがとうございます。
続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。
局長、お願いします。

山田局長

農業会議所のほうから、10月12日に徳島県阿南市の農業委員会でちょっと事件があったということで、ご報告します。

元農業委員、この方もこの件でもって退任されたんですけども、農地転用に便宜を図った見返りに、申請者から現金を受け取った収賄容疑で逮捕されたということでございます。

具体的には、メガソーラーですね。今盛んになっているんですけども、メガソーラーをめぐって、市農業委員を務めていた男性が発電事業会社の担当者の男性から現金を受け取った疑いがあるということで、捕まったということです。

実際には、1種の農地で、だめだというところを、その農業委員さんがかかわって、荒廃農地に変更して、それでこのメガソーラーができたということで、この件でこの方は辞任をしているということですが、くれぐれもこんなようなことのないようにということで、皆さんにちょっとおつなぎをしておきます。

1人の意見でもって変わるということは、現在の私どもの体制ではあり得ない状況だと思いますが、こんなことがあったということで、お伝えしておきます。

以上です。

議長

次に、小西補佐、お願いします。

小西局長補佐

私のほうから、その他3点ほどお願いいたします。

全国農業新聞の加入申込書の提出ですけれども、きょうではなくて、11月8日まで結構ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

私、ちょっとお伝えするのを忘れてしまっていけなかったんですが、購読者の中で、期間限定ということがあれば、用紙の上のほうにでも、ちょっと大きめに何月までとか、何か月間だけとか書いておいていただければ、そこで切れるように入力いたしますので、もう既に提出していただいた方については、すみませんがご連絡いただければ、そのようにこれから入力をいたします。大変申しわけございませんが、これから出していただく方も、期間限定の方はそのように明記していただければと思いますので、お願いいたします。

新聞のほうですけれども、11月2日号ですかね、金曜日だと思うんですけども、この前の柏木保育園のリンゴの収穫の取材に来ていただきまして、そちらが載ることになっております。そして7日の農業委員会大会のときに、もう全農業委員さん、推進委員さんに配付されるということですので、また見ていただきたいと思います。

また、先日連絡がありまして、奈川の奈川山菜ですかね。保平蕪の漬物の

取材にこれから行くということですので、私たちのほうからも取材要請して、地元のことがたくさん載るように努力していきたいと思いますので、購読のほうも皆さんご協力をお願いいたします。

それと、国内視察研修についての出欠報告、本日締め切りとさせていただいております。まだ未提出の委員さんにつきましては、提出をお願いいたします。

それと、平成30年企業の農業参入セミナーですが、本日配付してございます。出席希望の方は、11月14日までに事務局のほうへご連絡をお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

その他であります。全体を通して委員の皆様から何かご意見、あるいは発言がありましたら、お願いをいたします。

はい、どうぞ。

朝倉推進委員

細かいことで申しわけないんですけども、資料の33ページの農地の定義のところの2号遊休農地と、それからA分類農地のところの2番目に同じ項目があるんですが、この違いを教えていただきたいんですが。

具体的な判断基準のところ、農地の維持管理。

中野主査

そうですね。こちら、農地の維持管理、そうです。これは定義としては同じなんですけれども、草刈り等が行われていないというのが2号とAにも含まれるものですので、同じ項目が入ってしまっているだけということになります。

朝倉推進委員

じゃ、どちらに判断してもいいということですか、こういう場合には。

中野主査

ええ。ですので、Aにつきましては、さらに根の広がる植物等が生えていたり、低木の木が生い茂っていたりとか、そういうものがさらにつけ加わります。

朝倉推進委員

ちょっとわからないんですが、そうすると、2号の場合には、そのほかのところは手が入っているというふうに判断されるんですけども、そのほかの2つの基準についてはですね。その基準の中で、手が入らないというのが、その2番目に書かれてある農地の維持管理のところだと思うんですけども、そうすると、この維持管理が行われていない、またはその痕跡がないというのは、2には該当しないというふうに読み取れるんですけども、その辺はどうなんですか。

中野主査

2号遊休農地につきましては、まず手が入っていないというのをごさいますし、手が入っていても、畑の一部でしか農作物をつくっていないとか、

そういうのも含まれてくるんですけども、Aにつきましては、この2号の判断よりかもさらに荒廃している農地という判断になってくるんですけども。

朝倉推進委員 ということになると、判断はほかの状況も加味してやるということで、判断は現地を確認した人に任せるということになっちゃうね。

中野主査 そうですね。判断基準といたしましては、草刈り等が行われていないというような部分が2号で、Aについては、それプラスいろいろな項目が、判断基準がついてくるようになります。

また、委員さんのほうで農地パトロール等をした、農地の見回りをしたときに、この農地について、どういう判断をしたらよいのかわからない等がございましたら、事務局のほうにご連絡をしていただければ、事務局のほうでもその農地を確認させていただいて、この農地についてはこれが該当になりますというアドバイス等もさせていただきます。

朝倉推進委員 はい、わかりました。

議 長 いいですか。

朝倉推進委員 わかりました。

議 長 ほかにどうですかね。ご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。
これをもちまして議長を退任させていただきます。
ご協力どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 10番

議事録署名人 11番
